

高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会評価要領

(目的)

第1条 この要領は、「高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会要綱」第6条第2項、第9条第3項及び第10条に基づき、納入希望者の納入資格の判定に必要な評価の方法を定めるものである。

(書類審査)

第2条 資格審査参加希望者が、申請時に提出する審査用書類（以下「審査書類」という。）は以下とする。

- (1) 会社の概要（組織概要、財務・経営状況等）
- (2) 代理店証明書・契約書、OEM委託契約書等
- (3) 高分子凝集剤に関する技術説明書等
- (4) 国内の納入実績・納入体制等
- (5) 製造設備の概要等
- (6) 試験・研究体制
- (7) 品質管理体制（ISO9001 認証登録等）
- (8) その他必要な事項

2 調査員は、審査書類を以下の項目について評価する。

- ① 財務・経営状況
- ② 納入実績、納入体制、在庫管理、生産能力
- ③ 凝集剤の種類、試験・研究体制
- ④ 品質管理体制

3 調査員は、書類審査終了後、新規納入希望者があった場合又は技術審査会が必要と判断した場合、提出された審査書類の確認と補完のため、以下の調査を実施することができる。

(1) 地方公共団体納入調査

納入希望者が高分子凝集剤を納入している国内の地方公共団体における納入状況等を調査する。

(2) 製造工場等調査

納入希望者の製造工場等において、原料の受入、製造設備、試験・研究設備、品質管理体制等の状況を調査する。

(技術審査)

第3条 技術審査は、以下の項目について実施する。

凝集剤適合試験

(1) 納入希望者が製造する高分子凝集剤の性能を確認するため、納入を希望する事業所の汚泥を対象とした、汚泥性状分析及び適合する凝集剤の選定を納入希望者に行わせ、凝集剤適合試験報告書を提出させる。

(2) 調査員は、提出させた凝集剤適合試験報告書を以下の項目について評価する。

ア 汚泥性状分析

イ 適合する凝集剤の選定

- 2 技術審査の評価は、前項の評価が評価基準を達成している場合に「可」とする。
- 3 技術審査の省略

過去に技術審査を受けた者、または納入実績がある者については、技術審査会の判断において、この技術審査を省略することがある。

(納入実績の評価)

第4条 納入希望者のうち現在納入中の者については、技術審査会要綱9条に基づき、納入されている高分子凝集剤について以下の項目を評価する。

- ① 品質
- ② 納入体制
- ③ 汚泥性状分析・性能試験の実施状況

(報告)

第5条 調査員は、各審査の評価結果を「技術審査会報告書(案)」としてとりまとめ、技術審査会に報告する。

附 則

この要領は、平成8年8月20日から施行する。

この要領は、平成14年8月22日から施行する。

この要領は、平成16年2月10日から施行する。

この要領は、平成19年9月6日から施行する。

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

この要領は、平成23年11月29日から施行する。

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

ただし、別表第1は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月30日から施行する。

この要領は、平成30年5月30日から施行する。

この要領は、令和元年5月31日から施行し、別表第1は廃止とする。

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

この要領は、令和4年5月23日から施行する。

この要領は、令和5年5月18日から施行する。